

表2

番号	項目	検査頻度	単位	基準値	下限値	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	1回/月	CFU/ml	100個/ml	0	不可	不可
2	大腸菌	1回/月	mg/l	不検出	陽性		
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.003	0.0003	注1	注2
4	水銀及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.0005	0.00005		
5	セレン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
6	鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
8	六価クロム化合物	1回/3月	mg/l	0.02	0.002		
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	mg/l	0.04	0.004		
10	シアン化物及び塩化シアン	1回/3月	mg/l	0.01	0.001	不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	mg/l	10	0.1	注1	注2
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.8	0.05		
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.02		
14	四塩化炭素	1回/3月	mg/l	0.002	0.0002		
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	mg/l	0.05	0.001		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.04	0.0002		
17	ジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.02	0.0005		
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0002		
19	トリクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0002		
20	ベンゼン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0005		
21	塩素酸	1回/3月	mg/l	0.6	0.06	不可	不可
22	クロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.02	0.002		
23	クロロホルム	1回/3月	mg/l	0.06	0.001		
24	ジクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.03	0.002		
25	ジブロモクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001		
26	臭素酸	1回/3月	mg/l	0.01	0.001		
27	総トリハロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001		
28	トリクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.03	0.002		
29	ブロモジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.03	0.001		
30	ブロモホルム	1回/3月	mg/l	0.09	0.001		
31	ホルムアルデヒド	1回/3月	mg/l	0.08	0.008		
32	亜鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.005	注1	注2
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.2	0.02		
34	鉄及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.3	0.03		
35	銅及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.01		
36	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	200	0.1		
37	マンガン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.05	0.005	不可	不可
38	塩化物イオン	1回/月	mg/l	200	0.2		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	mg/l	300	1	注1	注2
40	蒸発残留物	1回/3月	mg/l	500	1		
41	陰イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.2	0.02		
42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	μg/l	0.01	0.001	不可	注3
43	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	μg/l	0.01	0.001		
44	非イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.02	0.005	注1	注2
45	フェノール類	1回/3月	mg/l	0.005	0.0005		
46	有機物	1回/月	mg/l	3	0.2	不可	不可
47	pH値	1回/月		5.8~8.6			
48	味	1回/月		異常でない			
49	臭気	1回/月		異常でない			
50	色度	1回/月	度	5	0.5		
51	濁度	1回/月	度	2	0.1		

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況または、その状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水ならびに水源及びその状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。